

第5章

商事・倒産

⑤－１【取引の明細がわからなくなった場合】

Q 今回の災害で取引の明細がわからなくなり、いくら払ったらいいのかわからないのですが、どうすればいいですか。

A

相手と連絡をして、協議することが最善の手段と思われます。ただ、その際にこちらも何の根拠もないとなると協議も難しくなりますから、できる限りの資料や記憶から内容を復元できるかは検討してください。

⑤－２【取引先と連絡が取れなくなって支払ができない場合】

Q 取引先が被災し、連絡が取れません。支払うべきものがあるのですが、どうすればいいですか。

A

金融機関へ送金して支払う場合は、送金してください。連絡をとらないと支払ができない事情がある場合で、電話・メール等で連絡をしても連絡がとれないときは、郵便を送ります。郵送先は、例えば取引先が会社の場合には、代表者の自宅住所にもあわせて郵送することも考えられます。その方法であれば、代表者の避難先に郵便物が届く可能性もあるからです。これらの記録は残しておき、それでもなお連絡がとれないときは、支払うべき金額を民法494条の規定により供託するか、別勘定でプールしておくという方法となると思われます。

⑤－３【取引先と連絡が取れなくなって納入の見込みがなくなった場合】

⑤－３【取引先と連絡が取れなくなって納入の見込みがなくなった場合】

Ｑ 取引先が被災し、連絡が取れません。商品の納入の見込みはないと思うのですが、成立した契約はなくなったと思っていいのでしょうか。

A

契約書がある場合は、契約書を確認してください。契約書があってもこうした場合の規定がない、そもそも契約書がないといった場合は、次のように考えられます。まず、当然に契約がなくなるということはありません。ですので、基本的には納期を待つことになるのですが、そうすると互いに損害が発生する可能性がありますので、連絡の上で合意解約するか、契約条件の変更をすることが最善の方法です。連絡方法の一つに郵送がありますが、この際、代表者の住所地にも送ることも検討してみてください。

そうしたこともできない場合は、民法・商法の規定に基づく契約の解除を検討します。現行法では、債務不履行における解除に帰責事由は不要とされていますから、納期までに履行がない場合に、当該個別契約の解除は可能となる場合が通常と思われます。解除にあたっては、催告もした方が安全で、書面で行います。納期までに履行がない場合に、取引先に対して損害賠償請求ができるかは、ケースバイケースとなりますが、取引先に帰責事由が必要となりますので、災害の度合いによっては請求ができない場合も多いと思われます。

例えば、納品された物を加工して、他の取引先への納品等が必要な場合などでは、他の取引先への納期との関係で賠償義務を負う可能性もありますので、そうした場合には、他に同様の物を納品できる先を探す、他の取引先と協議し、納期を変更する等の手配も必要となります。

⑤－4【株券がなくなった場合】

Q 株券がなくなっていましたがいかがですか。

A

まず、株券不発行会社となったものの、その株券が残ったままになっていただけの可能性がないかを確認してください。登記を確認することで株券発行会社かは確認できます。現在もなお株券が有効といった場合には、会社に対して、株券喪失登録請求（会社法 223 条、会社法施行規則 47 条）をしてください。喪失登録をした株券が無効になるのは、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日です（会社法 228 条1項）。ただし、災害時には、特例が定められる可能性があるので注意してください。

⑤－5【被災地域への飲料・食料供給と JAS 法及び食品衛生法】

Q 被災地域への飲料・食料供給を行う事業者は、JAS 法及び食品衛生法に基づく規制について留意すべきことはありますか。

A

一定の場合には特例が認められることがあります。特例が定められたときは、消費者庁や農林水産省のウェブサイトでも公表されますので、確認してください。なお、東日本大震災のときは、被災地域に相当量を供給している食品に関して、原材料の変更・包装の変更がなかったとしても、一定の範囲では、JAS 法、食品衛生法の取締りの対象としない、との措置がとられました。

⑤－７【被災中小企業への金融支援】

⑤－６【災害と貿易保険】

Q 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の貿易保険は、どのような扱いになりますか。

A

罹災した中小企業を対象とした①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免、といった措置が定められています。独立行政法人日本貿易保険（NEXI）のウェブサイトにおいて公表されると思われますので、そちらを確認してください。なお、東日本大震災の際は、被害を受けた全国の中小企業者を対象に、①～③の措置がとられました。

⑤－７【被災中小企業への金融支援】

Q 被災した中小企業への金融（貸付・保証・利子の減免等）支援はありますか。

A

災害救助法が適用される災害の場合、近年では、商工会議所などさまざまな場所での①特別相談窓口の設置、②災害復旧貸付の実施、③セーフティネット保証４号の適用、④既往債務の返済条件緩和等の対応、⑤小規模企業共済災害時貸付の適用、といった対応がとられるのが通常です。その窓口等の情報は、経済産業省・中小企業庁・商工会議所・各都道府県・借入先のウェブサイトなどを確認してみてください。

また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の適用によって、私的整理が可能となる場合もありますので、こちらについてはお近くの弁護士会に相談してください。

⑤－8 【中小企業への仮設の店舗・工場等の施設整備支援】

Q 被災した中小企業への仮設店舗、仮設工場等の施設整備に関する支援はありますか。

A

支援がある場合もあります。経済産業省・中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構・商工会議所・各都道府県のウェブサイトなどを確認してください。

⑤－9 【中小企業倒産防止共済制度の救済貸付（取引先振出しの手形不渡り）】

Q 中小企業倒産防止共済制度に加入する共済契約者ですが、取引先企業が振り出した手形が「災害による不渡り」となりました。中小企業倒産防止共済制度での救済貸付は利用できますか。

A

できます。平成23年に中小企業倒産防止共済法施行規則が改正され、「災害による不渡り」となった場合（10条の2第2項）や、代表者の全員が特定非常災害で死亡・生死不明等となった場合（10条の2第4項）も共済金を貸し付け

⑤－11【上場企業が被災した場合の市場向け開示規制】

る事態に該当することとされました。

⑤－10【中小企業経営承継円滑化法】

Q 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の期限が迫っています。災害で期限延長を申請できますか。

A

申請できる可能性はあります。中小企業庁ウェブサイト、各地方経済産業局産業部中小企業課に問い合わせるなどしてください。なお、東日本大震災の際は、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限が一定期間延長されました。

⑤－11【上場企業が被災した場合の市場向け開示規制】

Q 被災した上場企業は、証券取引所において、被災状況や、決算発表を行う際に、どのような点に留意すべきでしょうか。

A

東京証券取引所上場企業の場合、速やかな被災状況と事業活動への影響の開示が求められます。また、決算発表は決算から時期にとらわれず、45日以内でなくとも決算内容が確定した時に開示すべきものとされます。その具体的な規律は、災害の規模や当該企業の被災状況によっても異なりますから、そのときそのときの証券取引所からの連絡に留意して対応する必要があります。

⑤－12【有価証券報告書の提出期限と上場廃止】

Q 有価証券報告書を金融商品取引法で定める提出期限までに提出しない場合、証券取引所での上場廃止になりますか。

A

政令で特別措置が適用される場合があります、それに該当する場合は提出期限が延長されることがあります。証券取引所からの公表内容を確認してください。

⑤－13【被災と企業の決算（監査における留意事項）】

Q 被災後に決算日を迎える会社の監査において留意すべきことはありますか。被災前にすでに決算日を迎えていた場合はどうなりますか。

A

当該災害に対応する留意事項が発表される場合がありますので、日本公認会計士協会ウェブサイト等を確認してください。なお、災害前に決算期を迎えた企業については、災害による影響は、開示後発事象として取り扱われるものと思われます。

⑤－15 【株主名簿がなくなった場合】

⑤－14 【取締役の死亡】

Q 取締役が死亡して法定の人数が欠けたのですが、どうすればいいでしょう。

A

取締役は株主総会で選任するので、株主総会を開催して後任の取締役を選任しなければなりません。総会を開催できない場合には、事実上生存取締役で経営にあたるしかありません。裁判所に、一時取締役の選任を請求することもできますが（会社法 346 条 2 項、3 項）、費用もかかりますので留意が必要です。代表者が死亡した場合は、生存取締役で取締役会を開催して代表者を選任してください。なお、死亡した取締役が一定の株主の利益の代表的色彩があった場合には、後日の紛争を回避するよう留意してください。

⑤－15 【株主名簿がなくなった場合】

Q 株主名簿がなくなり、誰が株主かわからなくなりましたが、どうすればいいですか。

A

できる限りで資料を復元して株主を確定させることになります。税務申告書にも一部は記載がありますし、商業登記を行う際に株主リストを提出していることもあり、そこから復元できることもあるでしょう。ケースバイケースの判断とはなりますが、たとえ完全に復元できなかったとしても、例えば 95% の株主は判明した場合であれば、その後開催される株主総会の効力が否定される

可能性は低いものと思われます。

⑤－16【定時総会の開催と基準日】

Q 定款の規定どおりに定時総会を開催する必要がありますか。基準日の取扱いはどうすればいいですか。

A

元来は必要ではありますが、法は不可能を強いるわけではありませんので、被災したことで開催できない場合は、開催できるようになり次第開催することとなると思われます。特に定時総会に関しては、定款で基準日を設けている会社が多いと思いますが（決算期の末日としているのが通常です）、基準日株主が行使できる権利は、当該基準日から3か月以内に行使するものに限られます（会社法124条2項）。そのため、定款に定めた基準日から3か月を経過した後定時総会を開催する場合には、あらためて基準日を定め、その基準日の株主に対し、議決権行使及び剰余金の配当を受ける権利を認めることになります（そのため、いわゆる配当落ちは、新たな基準日を基準に考えることになります）。新たな基準日を定めるためには、当該基準日の2週間前までに公告する必要がありますので（同条3項本文）、定款の規定に従って公告を行います。

⑤－18【電子公告を行っているがサーバーがダウンした場合】

⑤－17【招集通知発送後の総会の日程の変更等】

Q すでに総会の招集通知を送っていますが、変更できますか。

A

招集通知を送った後でも、合理的な理由があれば変更できると解釈されています。この場合、全ての株主に通知が必要と解されています。

⑤－18【電子公告を行っているがサーバーがダウンした場合】

Q 公告方法として電子公告の方法をとっていますが、災害でサーバーがダウンして公告できなくなりました。どうすればいいでしょう。

A

公告の中断期間の合計が公告期間の10分の1以下である場合は、公告の効力に影響を及ぼしませんが、そうでない場合は改めて公告する必要があります（会社法940条）。サーバーが復旧しない場合、官報に公告することも方法の一つと思われます。

⑤－19【登記の期限】

Q 登記を法定期間内に行う必要がありますか。

A

登記は法定期間内に行う必要があるというのが抽象的な回答ですが、平時であつても法定期間内に登記をしない会社等はかなりあります。災害が原因で登記ができない場合に、例えば過料の制裁が過せられる可能性は低いと思われます。

⑤－20【親事業者が被災した場合の下請けからの受領の拒否】

Q 親事業者が被災した場合、下請事業者からの納品の受領を拒否すると下請法上問題となりますか。

A

一般的には下請事業者に責任のある場合を除く受領拒否は下請法上問題となりますが、客観的にみて親事業者に受領能力がなくなったような特別な場合には、そのような事情は十分考慮されると思われます。親事業者としては、そのような特別な事情について、事後的にもわかるような記録を残しておくことが望まれます。こうした場合の取扱いを公正取引委員会が公表することもありますので、公正取引委員会ウェブサイトを確認してください。

⑤-21 【取引先の倒産の危険についての対応】

⑤-21 【取引先の倒産の危険についての対応】

Q 取引先が被災し、代金が支払われない可能性が高くなりました。回収等にあたり、どのようなことに留意すればいいですか。

A

被災した債務者の場合、財産状況が大きく悪化していることが予想されますから、まず、それを把握するのが第一となります。債務者から返済猶予等の申出があれば、その際に現在の財産状況と将来の見通しをできるだけ聴取し、今後の回収計画を検討してください。連絡のない債務者、生死不明の債務者、死亡した債務者についても、可能な限り状況を把握して、回収計画を検討することになります。